

エアクロモール保証規程

「エアクロモール」の運営会社である株式会社エアークローゼット（以下「当社」といいます。）は、本規程に基づく保証（以下「本保証」といいます。）に加入されたお客様（以下「加入者」といいます。）が、保証対象製品（第1条に定義。以下「本製品」といいます。）を使用中、本製品に故障が発生した場合に、本規程の各条項に基づき修理等のサービス（第5条に規定。以下「本保証サービス」といいます。）の提供を受けるための条件等を、本規程に定めるものとします。なお、当社は、本保証サービスに関する業務を、株式会社 Warranty technology（以下「保証業務委託先会社」といいます。）に委託し、当該委託業務は、保証業務委託先会社よりお客様に提供されます。

第1条（保証対象製品）

当社が販売する製品でシリアル番号または製造番号の表記があり、当社が本保証の対象とする指定のメーカーで、かつ当社が本保証の対象とする指定製品群に属する製品を、本製品とします。

第2条（保証期間）

- 1 本保証の保証期間は、売買契約成立後の本製品の納品日（以下「納品日」といいます。）に開始し、当社が加入者に発行する加入者証に指定の保証期限までとします。ただし、免責期間（納品日から期間 2週間とし、設置工事が必要な家電・住宅設備機器に関しては設置工事日から 2週間とします。）は、初期不良対応期間とし、本保証の適用対象外となります。なお、本製品の初期不良対応期間またはメーカー保証期間内に初期不良等でメーカーまたは当社より代替品が提供された場合でも、保証期間は変更されないものとします。
- 2 メーカー保証期間が残存している場合、本保証の保証期間は、メーカー保証期間終了日の翌日から開始します（この場合においては、修理の際、メーカー保証書のご提示が必要となります。）。なお、メーカー保証期間内に発生した故障の場合、メーカー保証が優先となります。

第3条（本保証サービス依頼）

保証期間中に、本製品の取扱説明書および注意書きに従った正常な使用状態で本製品に故障（以下「自然故障」といいます）が生じた場合、加入者は、当社が指定するコールセンター（以下「コールセンター」といいます。）に連絡することにより、本保証サービスを依頼することができるものとします。

第4条（通知事項）

- 1 加入者は、次の場合、速やかにコールセンターに連絡を行わなければならないものとします。
 - 1) 保証期間中において、加入者の連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）または氏名に変更が生じた場合。
 - 2) 本製品に対する代替品の提供が、初期不良対応期間またはメーカー保証期間内において、メーカーまたは当社よりなされた場合。
- 2 前項各号に関して連絡が為されない場合、保証期間内であっても、本保証サービスの対象とならない場合があります。

第5条（本保証サービスの内容等）

- 1 当社は第3条に定める依頼に基づき、修理上限金額の範囲内で、修理サービスを提供します。本保証における修理上限金額は、本製品の購入金額（税込）または 50,000 円のうちいずれか低い方とします。
- 2 1回の修理見積価格が修理上限金額を超過する場合、超過分を加入者が負担することで修理が可能となります。また、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給が受けられない場合等）、修理上限金額の範囲内で選定した代替品を提供します。なお、代替品は、当社が指定する同等機種または、同等品（メーカー問わず）とし、加入者からご指定いただくことはできません。
- 3 当社が代替品を提供した場合、本保証の残存期間を問わず、本保証は終了となります。なお、設置工事等の費用等は、加入者負担となります。この場合、保証料の返金は行わないものとします。

第6条（本保証の対象外となる事由）

次の場合は保証期間中であっても本保証の対象外となります。

- 1) 第3条で定める手続き以外で修理を依頼された場合。
- 2) 本製品を譲渡または販売し、所有者および使用者が変更（同居の家族への変更を除く）になった場合。
- 3) 本製品の部品交換を伴わない調整および手直し修理（清掃、リカバリー、設定等）の範囲に該当する場合。
- 4) 故障の原因が、本製品本体以外の工事箇所が原因の故障（電線・電源、配管等が原因による故障）及び、配線・配管・排水管等の修理、交換である場合。
- 5) 取付工事に起因して本製品に不具合が生じた場合。
- 6) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。
- 7) 本製品のメーカーの責に起因した故障または損傷の場合。
- 8) お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、本製品の故障または損傷である場合。
- 9) 一般家庭用以外（例えは、業務用、車両や船舶への搭載）での使用によって本製品に故障、傷、錆、力

ビ等が生じた場合。

- 10) 直接的、間接的に関わらず、次に挙げる事由によって生じた本製品の故障または損傷。
 - ① 管理の不備、増設または改造行為等によって生じた本製品の故障、傷、錆、カビ等。
 - ② 増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性による動作の不具合。
 - ③ 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備または改造。
 - ④ 虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
 - ⑤ 落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩による場合。
 - ⑥ 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
 - ⑦ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
 - ⑧ 盗難、置き忘れまたは紛失による場合。
 - ⑨ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
 - ⑩ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
 - ⑪ 故意・過失による場合。
- 11) 本製品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。
- 12) 修理の依頼が、延長保証サービス期間の終了後になされた場合。
- 13) 本製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合。
- 14) 本製品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用および諸経費。
- 15) ハードディスク等の記憶媒体の不良に起因して本製品に記録されたデータが破壊された場合。
- 16) インクカートリッジ、バッテリー等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
- 17) 本製品の機能および使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む）である場合。
- 18) 本製品の付属部品（ケース、レンズキャップ、ストラップ等を含む）、周辺機器、アクセサリー（増設メモリを含む）、ソフトウェア等、本製品以外の製品の故障や相性に起因した故障または損傷である場合。
- 19) 修理の際に脱着等の作業が生じる場合の脱着費等。
- 20) 当社からの「納品書」の不提示の場合。
- 21) 当社または保証業務委託先会社の保証審査で、保証対象外と判断された場合。

第7条（間接的損害）

- 1 次に例示される、本製品の故障または不具合に起因して生じた間接的損害は、本保証の対象外となります。
 - 1) 身体障害（障害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含みます）。
 - 2) 他の物品（アプリ・ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは不具合等の損害。
 - 3) 本製品およびその他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
- 2 本保証に関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、本製品の購入金額（税抜）を上限とするものとする。

第8条（本保証に関する注意事項）

- 1 本保証期間中、修理回数に制限はありません。また、免責金も必要ありません。
- 2 修理の際に発生する往復の送料のうち片道分は本保証の対象になりません。また、修理にかかる取り外し工事費および梱包費用等は加入者の負担になります。
- 3 本製品の故障による修理依頼の際、本製品の写真（場合によっては現物）や、本保証サービスの提供に必要な書類（メーカー保証書等）をご提出いただくことがあるものとします。

第9条（故障および損害の認定）

当社は、故障および損害の認定などにつき、修理の際にメーカーなどが行う判断に準じて、これを行うものとします。また、加入者は、当社の故障および損害の認定などを承認することに、予め同意するものとします。

【告知】本保証の対象内の修理または代替品交換対応である場合においても、損害発生状況によっては保証会社のリサーチが行われることがございます。

コールセンター [TEL : 0120-956-979](tel:0120-956-979)

受付時間：平日 10:00～19:00

